

令和7年 (第1回定例会)

厚生環境教育委員会 会議録

令和7年3月6日

厚生環境教育委員会 会議録

○開会日時 令和7年3月6日(木)

開議 午前10時00分

閉議 午前11時42分

○開会場所 市議会 第3委員会室

○出席委員(8名)

委員長	安部 一郎	副委員長	重松 康宏
委員	中村 悟	委員	小野 和美
委員	日名子 敦子	委員	三重 忠昭
委員	黒木 愛一郎	委員	山本 一成

○欠席委員(0名)

○委員外議員出席者(0名)

○執行部出席者

教育長	寺岡 悌二	市民福祉部長兼 福祉事務所長	田辺 裕
こども部長	宇都宮 尚代	いきいき健幸部長	和田 健二
教育部長	矢野 義知	こども部次長兼 子育て支援課長	中西 郁夫
教育部次長	稲尾 隆	市民課長	大石 宗徳
市民課参事	田原 亜矢子	共生社会実現・部落 差別解消推進課長	江川 裕子
共生社会実現・部落 差別解消推進課参事	種村 由加	生活環境課長	堀 英樹
高齢者福祉課長	阿南 剛	ひと・くらし支援課長	甲斐 博幸
障害福祉課	大久保 智	こども家庭課長	内田 千乃

健康推進課長	末 房 日 出 子	保険年金課長	石 崎 聡
教育政策課長	森 本 悦 子	教育政策課参事	時 松 哲 也
学校教育課長	宮 川 久 寿	学校教育課参事兼 教育相談センター所長	吉 武 功 二
学校教育課参事	藤 内 護		

○議会事務局出席者

議会事務局長	河 野 伸 久	課長補佐	松 本 万 紀 子
事務員	尾 割 春 晃		

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審 査 結 果
議第1号	令和6年度別府市一般会計補正予算（第10号）関係部分	全員一致による 原案可決
議第2号	令和6年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	全員一致による 原案可決
議第3号	令和6年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）	全員一致による 原案可決
議第4号	令和6年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	全員一致による 原案可決
議第16号	別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第22号	別府市学校法人の助成手続に関する条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第24号	別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第25号	別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第26号	別府市子ども・子育て支援法に基づく過料を定める条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第33号	指定管理者の指定について	全員一致による 原案可決

議第38号	市長専決処分について（関係部分）	全員一致による 承認
-------	------------------	---------------

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名捺印する。

令和7年3月6日

厚生環境教育委員会

委員長 安部 一郎

厚生環境教育委員会 会議概要

○開議：10時00分

○安部委員長

ただいまから厚生環境教育委員会を開会いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算（第10号）関係部分ほか10件であります。審査はお手元に配付している議案審査順序表の記載順により、各課に説明を受け、質疑の後、採決いたします。

初めに、市民課関係議案の審査を行います。

議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算（第10号）、市民課関係部分について、当局から説明を願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

市民福祉部長田辺でございます。

それでは、今回提出しております市民福祉部関係議案の概要について、御説明申し上げます。

市民福祉部におきましては、議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算（第10号）におきまして、市民課、生活環境課、高齢者福祉課、ひと・くらし支援課、障害福祉課の5課より、議第3号令和6年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）におきまして、高齢者福祉課より予算案を提出しております。

また、議第16号におきまして、別府市男女共同参画センター設置及び管理に関する条例の一部改正について共生社会実現・部落差別解消推進課から議第38号にて、市長専決処分について生活環境課、ひと・くらし支援課の2課より提出しております。

順次、担当課より説明させていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

それでは、市民課関係部分について、御審査をお願いいたします。

○大石市民課長

市民課長の太石でございます。

○田原市民課参事

市民課参事の田原でございます。

○大石市民課長

議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算（第10号）、市民課関係部分について、説明させていただきます。

議案書7ページをお開きください。

繰越明許補正について、御説明いたします。

一番先頭の1行目でございます。2款3項戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳システム改修事業についてでございます。マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記にかかわる事業について、国からのシステム改修内容が定まらず、今年度事業の完了が見込めないことから、繰越明許費として、住民基本台帳システム改修費451万円を計上させていただいております。

以上で、市民課関係部分の説明を終わります。

○安部委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言願います。質疑はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

別に、ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算(第10号)、市民課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号市民課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で市民課関係議案、審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時03分

再開：10時03分

○安部委員長

再開いたします。

次に、共生社会実現・部落解消推進課関係議案の審査を行います。

議第16号別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、当局から説明を願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

それでは、共生社会実現・部落差別解消推進課関係部分について、御審査をお願いいたします。

○江川共生社会実現・部落差別解消推進課長

共生社会実現・部落差別解消推進課長の江川です。

それでは、議案書1ページのほうをお開きください。

議第16号別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明をさせていただきます。

これは、別府市男女共同参画センターの入浴施設を廃止することに伴い、条例を改正しようとするものです。

ここで、まず男女共同参画センター内の入浴施設であります文化の湯について、一旦概要の説明をさせていただきます。

配付資料、別紙1のほうを御覧ください。

施設の概要を説明いたします。全部は読み上げませんので、主要な部分のみ説明をさせていただきます。

まず、項目1の施設の経過についてです。昭和60年10月に大分県ニューライフプラザとして設置をされました。平成25年4月に現在の別府市男女共同参画センターあす・べっぷとして開設しております。このときは、入浴施設はトレーニング室利用者に限り利用が可能でしたが、令和2年10月に入浴施設を別府温泉文化の湯として、一般開放しております。その後、令和4年に空調等の改修工事で一時休館をしておりましたが、令和6年2月に温泉のほうを

再開しております。

しかし、昨年12月24日に文化の湯でレジオネラ属菌が基準値を超えたことが判明いたしましたので、同日より文化の湯を現在も休止しているところです。

次に、項目2の文化の湯の施設概要です。別府市男女共同参画センターあす・べっふの所在地は、大字別府字野口原でありまして、ビーコンプラザの真向かいに位置しております。その1階に文化の湯があります。

別紙2のほうを御覧ください。

男女共同参画センターあす・べっふの外観及び文化の湯の施設の写真となります。男湯、女湯ともに、浴槽は1つで、内湯のみになっております。露天風呂のほうはありません。種別は源泉かけ流し、泉質は単純温泉です。

別紙1のほうにお戻りください。

下から2項目目の利用者数についてです。令和6年7月から12月24日までの半年間の利用者数は、3,773人でありました。1日の平均利用人数は、約20人から30人ほどとなっております。

以上が配付資料、別紙1及び別紙2の説明となります。

それでは、議案書の説明のほうに戻ります。

御説明しました入浴施設の廃止の理由なんですが、文化の湯は現在、お湯の温度が40度と低い状況にあります。昨年11月時点、利用者より、ぬるいと御意見をいただいていた状況の中、令和6年12月に随時、水質検査にて、基準値を超えるレジオネラ属菌が検出されましたが、お湯の温度が低いことも影響があると考えられます。レジオネラ属菌については、本年1月に清掃、消毒等を行い、その後の検査では、菌は検出されておりましたが、入浴施設は現在も引き続き休止中でありまして、

今後、利用者に安全に、快適に御利用をいただくためには、お湯の温度を60度以上に保つ必要があると考えますが、その設備の設置には、多くの経費がかかる見込みでありまして、その後の維持管理費のほうが増大することが想定されるため、令和7年3月末をもって、本入浴施設を廃止しようとするものです。

なお、入浴施設廃止後の施設の活用につきましては、現在未定でありまして、今後検討していく予定となっております。

以上、共生社会実現・部落差別解消推進課関係部分の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○安部委員長

質疑のある方、御発言願います。

○黒木委員

今あそこはトレーニングの施設はなくなったんかな。

○江川共生社会実現・部落差別解消推進課長

トレーニングの部分は、今休止中になっております。トレーニング機器が今現在古い状況ですので、使用のほうは控えております。

○黒木委員

今後のトレーニングの予定とかというのはないんですか。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

今現在で、それをリニューアルしてというところは、まだ検討中ですので、すぐという方向性はないです。

○黒木委員

私も昔やけど、トレーニング行って、風呂入ったことあるんですけど、やはり今後それがもしできるようになれば、シャワーだけでもね、やっぱり設置する方向に、できた場合よ、できなかったらもうそれはシャワーなんか要らないんだろうと思う。そういうことも検討をしてください。

○日名子委員

美術館の隣で文化の湯っていうネーミングなのかなと思って、とてもいいなと思っていたのですが、今後やっぱり、御存じのとおり、美術館も、やっぱりもうちょっと展開していくってところで、民族品とか、そういうのも、展示のスペースを拡大するっていう話もありますし、文化の湯、観光客に来ていただいて、お風呂好きな方はお風呂に入って帰るってところで、もうちょっと廃止は本当にもったいないなと思っていますし、もしこれが民間なら、加温してでも、それが、維持管理費が高くなるっていう、言われれば、それまでなんですけども、もし民間だったら、そこに設備投資してでも、温度を上げて、入浴施設は維持し続けるっていう考えになると思うので、これは行政の判断かもしれませんが、大変もったいないなと思います。せつかくちょっとなさそうで、えっ、こんなところにお風呂がっていう、黒木委員もおっしゃったように、トレーニング施設とセットだったらいいのかもしれませんが、文化、伝統、芸能、美術とセットのやっぱり文化の湯っていうところもあると思いますので、そこはちょっと考えてほしいなと思います。

○安部委員長

よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

○中村委員

先ほどの説明の中で、1日の利用者が大体、二、三十人っていう話が出てたんですが、黒木委員のお話の中でも、トレーニング施設は今休止しているっていうところで、そうすると、やっぱり利用者の数っていうのは、休止中は減っていたんですか。それとも休止中も二、三十人は一般客が入浴に来てたっていうことですか。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

今休止していますので、その中で半年を見るということになります。

現状は、トレーニング室が開いていませんので、その状況で20人、30人。

その前ですと、ちょっと平均が10人から20人ということで、低いことで経過はしていました。

○中村委員

主に観光客ではなく、別府市民の利用が多いですね。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

近隣の自治体の方には御説明させていただいたんですが、あんまり近隣からは行ってないんじゃないかなという御意見はいただきましたので、市民の方も、もちろん来られていると思いますが、車で来られているので、市内各所、それと市外の方も一部、温泉道とかで来られた方はいらっしゃるかもしれませんというところです。

○安部委員長

よろしいですか。

○中村委員

ボイラー施設がもう高額で、なかなか維持管理も、設置も見合うかどうかというところだったんですが、実際、概算でいいんですけども、ボイラー施設設置したときに、幾らぐらいかかる予定だったのか。あと維持管理費。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

ちょっと概算なので、ここがアップかどうかは分かりませんが、1,000万円以上はかかるかなという試算ではあります。

それで、維持管理費は、それをずっと回すのに数万円、1日かかるかなというところです。

○安部委員長

ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第16号別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第16号については、原案のとおり可決することに決定いたします。以上で、共生社会実現・部落差別解消推進課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時15分

再開：10時15分

○安部委員長

再開いたします。

次に、生活環境課関係議案の審査を行います。

議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算(第10号)、生活環境課関係及び議第38号、市長専決処分、生活環境課関係部分について、一括して当局から説明を願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

それでは、生活環境課関係部分について、御審査をお願いいたします。

○堀生活環境課長

議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算(第10号)、生活環境課関係部分につきまして、御説明いたします。

予算書の40ページをお開きください。

事業番号1234の鳥越地区給水施設維持管理に要する経費の追加額の維持管理負担金311万円の予算計上でございます。これは令和6年8月に発生いたしました台風10号の影響によりまして、鳥越地区の給水施設の配水管が被害を受けたことにより、その復旧工事に要した経費として、計上するものでございます。

続きまして、同じく予算書の41ページ、次になります。

事業番号1422の電気料金負担軽減に要する経費の追加額で5,042万円の予算計上でございます。これは令和6年12月24日に市長専決処分として、電気料金負担軽減に要する経費に計上いたしました補助金総額8,000万円に5,000万円を追加補助をするものでございます。一般家庭の電気料金の負担軽減を目的に、省エネ性能の高い家電製品の購入費に対する補助金の上限額を引き上げるものでございます。

ここで、さかのぼりますけれども、同じく予算書の8ページになります。

ただいま御説明いたしました電気料金負担軽減事業でございますが、市長専決によります繰越明許費9,131万4,000円に今回の補正額5,042万円を追加計上いたしまして、補正後の金額1億4,173万4,000円としたところでございます。

先ほどの続きに戻りまして、予算書42ページをお開きください。

事業番号0351のごみ減量化及びリサイクル推進に要する経費の減額についてでございます。今回の減額は、決算見込みによる減額で、令和6年度別府市一般会計当初予算にて可決をされました資源回収委託料6,278万4,000円から891万5,000円の減額補正を計上し、決算見込み額としまして、5,386万9,000円とするものでございます。

次に、事業番号0354ごみ収集に要する経費の減額についてでございます。

内訳といたしまして、指定ごみ袋製作業務委託料の115万1,000円の減額でございます。

今回の減額は、当初予算時の見込みから需要が減ったことによる入札残で、今回減額補正の計上をさせていただくものでございます。令和6年度別府市一般会計当初予算にて可決をされました当該事業費において、委託料9,550万3,000円を115万1,000円減額をいたしまして、決算見込み額として、9,435万2,000円とするものでございます。

次に、議第38号市長専決処分の生活環境課関係部分につきまして、御説明いたします。

議案書の96ページをお開きください。

事業番号1422の電気料金負担軽減に要する経費として、9,131万4,000円の予算計上でございます。これはエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている御家庭の電気料金の負担軽減を図るために、省エネ性能の高い家電製品の購入費に対しまして、補助金を交付するものでございます。

対象とする製品は、前回と同様に、省エネ基準達成率が100%以上、緑色の省エネ性マークのあるものですが、エアコン、冷蔵庫、ジャー炊飯器、電子レンジ、テレビとLED電気を含むLED照明器具でございます。

また、これらの対象製品を令和7年2月26日から同年8月29日までの間に、市内に本社、本店を置く店舗で購入、設置したものと限定をしております。

補助率は対象製品の本体、税抜き価格の2分の1としまして、補助上限額をエアコンは7万円、冷蔵庫とテレビは4万円、ジャー炊飯器と電子レンジ、LED電気を含まずLED照明器具は2万円としているところでございます。

申請受け付け期間は、繰り返しになりますが、令和7年2月26日から同年8月29日

までの開庁日としており、申請額が予算に達した時点で受け付けを締め切ることとしております。

続きまして、97ページをお開きください。

事業番号1423の物価高騰対策に要する経費として、5,918万2,000円の予算計上でございます。これは物価高騰の影響を受けていらっしゃいます市民の方々の経済的負担の軽減を図るため、指定ごみ袋を配布することによりまして、市民の生活を支援するものでございます。

別府市内の全世帯を対象といたしまして、1世帯当たり、指定ごみ袋を、可燃大30枚もしくは可燃小の60枚、もしくは可燃大の20枚と可燃小の20枚の3パターンのうち、1パターンを配布するものでございます。

配布方法としましては、3月より順次、引換券を郵送いたしまして、令和7年6月30日までに、この事業に協力していただいている最寄りの指定ごみ袋取扱店にて受け取っていただくことになっております。

ここで、さかのぼりまして、同じく議案書の91ページをお開きください。

ただいま御説明しました2つの事業の繰越明許費でございます。

まず、電気料金負担軽減事業でございますが、4款1項保健衛生費に9,131万4,000円の繰り越しを計上させていただくものでございます。

次に、物価高騰対策事業といたしまして、4款2項清掃費に5,918万2,000円の繰り越しを計上させていただくものでございます。

以上、生活環境課関係部分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○安部委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言願います。

○三重委員

ちょっと電気料金負担軽減のところ、1つまず確認なんですけれども、今回2回目ということで、前回同様の対象商品ということで、これ対象商品の選定は、そもそもこれは別府市で、独自で選べるものなんですか。

○堀生活環境課長

自治体独自で選んでおります。他市と比べまして、別府市のほうは6品目ということで、他市よりも多い形にしております。

その根拠といたしましては、前回と同じなんですけれども、家庭の中で電気をたくさん使っていたら電化製品を選定しております。

一番多いのがエアコン、約15%の電気を使われているということで、それを初めに、筆頭に冷蔵庫が約14%ありますので、冷蔵庫を選定していると。高いところから順次選定したところでございます。

○安部委員長

よろしいですか。

○三重委員

今回これ2回目ということで、これちょっと質問と言うか、要望になるのかな、もし3回

目とか、またもう1回この事業をするということになったときに、やっぱりこの対象商品を、もうちょっと幅を持たせたほうがいいのかなという思いは、正直しているんですよ。もちろん、いわゆる町の電気屋とか電気事業者への、いわゆる経済政策っていう、こう側面もあると思うんですけども、ちょっと意地悪な言い方をするとね、例えばこう補助金が出るから、本当だったらエアコン1個のところを、じゃあ2個買おうってなったときに、果たして、省エネとか電気料の負担になるかって言ったら、そっちのほうにはつながらないのかなという。要するに、何が言いたいかって言ったら、例えば本当に、こう省エネとか、いわゆる物価高に対する電気代のおさえたいとかがってなったときに、例えば電気温水器、エコキュートですよ、こういうのを代えるときっていうのは、やっぱり電気代もそうだし、水道代もかなりおさえられるわけですよ。

これ、やっぱり国のほうも、こう推進していて、エコキュートを設置するとなったら、条件に応じて、十何万円の補助金が出るんですよ。

だけど、これやっぱり実際1個設置するとなると、やっぱり40万円とか50万円近いぐらい、中古車1台買うようなぐらいのお金がかかるわけですね。やっぱりそういうところにこれがね、もし充当できるのであれば、やっぱりかなり、こう負担軽減ができるのかなと。大体聞くとね、10年ぐらいで、やっぱり1回壊れるみたいなんです、あのエコキュートなんかっていうのも。そのときに、やっぱり50万円近いお金がね、出費がかかってね、国からの補助もあって、何ぼか助かるんだけど、こういうところも、もし3回目、4回目、もしあるのであれば、そういうところでも使えるように、対象製品の幅を広げるといいのかなと思ってるんで、またそれはもしまたこの事業をするのであれば、検討をしていただきたいなと思っています。

○安部委員長

よろしいですか。

○谷口委員

三重委員にちょっと重なるとこもあるんですけど、対象商品で洗濯機が入ってないと思うんですけど、その理由もさっき言われていた使用料とかになるんですか。

○堀生活環境課長

国が調べたところ、2019年度の1世帯当たりの年間電力消費量の機器別の構成を見ますと、今おっしゃられた洗濯機というのは、0.4%の電気代の割合という形になっていますので、そこからすると、やはりテレビとか照明のほうの方が割合は多いかというふうに思います。

○谷口委員

確かに、洗濯機は洗濯をするときだけしか使わないので、ちょっとこう比べてみると低いのかなと思うんですけど、多分、家で特に使う家電は、冷蔵庫、洗濯機、テレビないしは電子レンジだと思って、周りからも洗濯機がないのがなぜなのって言う主婦の方も結構、御意見が多いので、次回もし何かあるのであれば、それも考えていただきたいなと思います。

○安部委員長

よろしくをお願いします。

ほかに。

○日名子委員

別府市独自で6つを選んだっていうことでしたけど、電化製品のエコ率が足りている商品は、何か総務省のホームページに家電のナンバーが載っているんですね。QRコードから飛んだら、総務省の、例えばこのエアコンの型番が入っているかどうかっていうのを検索できるみたいなんですけど、ということは、国は一応いろいろな家電の製品を挙げているんですか。もっと本当は幅が広いのがあって、その中で別府市が選んでるっていうことなんですか。

○堀生活環境課長

おっしゃるとおりであります。ほかの、例えばDVDレコーダーですとかパソコン、冷凍庫、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水器等々、ほかにもメニューがあって、それに対して、統一の省エネラベルというのが選定をされているところであります。

○日名子委員

だからさっき谷口委員が言ったみたいに、パーセンテージで選んでいるから、ほかにもたくさんあるけれども、洗濯機等が入っていないっていう認識でよろしいですか。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

他市においては、もう2品目とか3品目ということで、県内でも、こう別府が一番、品目としては多い状況です。

○安部委員長

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

別に御質疑ないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算(第10号)、生活環境課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号生活環境課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第38号市長専決処分、生活環境課関係部分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第38号生活環境課関係部分については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で生活環境課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時33分

再開：10時33分

○安部委員長

再開いたします。

次に、高齢福祉課関係議案の審査を行います。

議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算(第10号)、高齢者福祉課関係部分及び議第3号令和6年度別府市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について、一括して当局から説明を願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

それでは、高齢者福祉課関係部分につきまして、御審査をお願いいたします。

○阿南高齢者福祉課長

それでは、配付資料にて御説明いたします。

まず、資料左上の介護保険事業特別会計補正予算(第5号)から御説明いたします。

左側、上段の歳出を御覧ください。

一番上に記載しております4400介護保険管理に要する経費の追加額14万1,000円でございますけれども、後ほど歳入のほうでも御説明いたしますが、国からの補助金が交付されることに伴い、財源補正をするものでございます。

次に、その下、①、これは要介護認定における要介護に該当する方につきましての経費となりますが、増額補正となりました4405居宅介護サービス給付に要する経費の追加額6,800万円及び4411居宅介護サービス計画に要する経費の追加額300万円につきましては、今年度からの介護報酬単価の増に伴い、介護サービスの保険給付費とケアプランに係る作成費用の増加が見込まれ、補正するものでございます。

①のうち、減額補正するものとして、4439地域密着型介護サービス給付に要する経費の減額1億5,000万円及び4435特定入居者介護サービス給付費に要する経費の減額4,000万円につきましては、利用者の減等に伴う介護給付費の決算見込み額に基づいて、減額補正するものでございます。

次に、下の②部分の経費につきまして、これは主に要介護認定における要支援に係る経費であります地域支援事業関連でございますが、こちらもそれぞれ①同様に、決算見込み額に基づいて、4465通所型サービス給付に要する経費の減額として5,000万円、4466訪問型サービス給付に要する経費の減額として1,000万円を減額補正するものでございます。

その下の基金積立金6万5,000円につきましては、後ほど歳入の中で御説明いたします。

歳出、①の合計1億9,000万円の減額と②の合計6,000万円の減額に関連して、資料右側、歳入を御覧ください。

①につきましては、国支払い基金、県の介護給付費負担金及び交付金、国からの調整交付金、市からの介護給付費繰入金Cまでの合計9,502万3,000円が歳出の減額に伴い、減額となっております。

②につきましても、国支払い基金、県及び市からの地域支援事業繰入金Dまでの合計4,620万円が減額となっております。

このうち、①で色づけしております市からの介護給付費繰入金Cの1,487万5,000円と②で色づけしております地域支援事業繰入金Dの750万円につきましては、資料左側、下の一般会計補正予算(第10号)歳出の同色の色づけ部分、①介護給付費繰出金Cと②地域支援事業繰出金Dとして、それぞれ同額を減額しております。

資料上段、右側、歳入に戻っていただきまして、下から3番目のICT等導入支援事業補助金14万1,000円につきましては、介護保険事業補助金として、国から交付されるものであります。この補助金の交付に伴い、最初御説明しました4400介護保険管理に要する経費を同額

計上し、財源補正しております。

歳入に戻っていただきまして、その下の別府市介護給付費準備基金積立金運用収入の追加額6万5,000円につきましては、介護給付費準備基金の運用収入利子が増額見込みのため、補正するもので、基金積立金とするために、資料上段、左側、歳出の一番下であります4425基金積立金の追加額として、同額を計上しております。

特別会計歳入、最後の低所得者保険料軽減繰入金の追加額につきましては、一般会計の中で御説明させていただきます。

資料中段の一般会計補正予算（第10号）の右側の歳入のほうから御覧ください。

国及び県の低所得者保険料軽減負担金が介護保険料の非課税世帯に当たる段階の件数の増加により、補正額合計16万1,000円の増額となっております。これに伴い、左側歳出の一番下になりますが、16万1,000円に市負担金を加えた21万7,000円を低所得者保険料軽減繰出金として、増額補正しております。

そして、この低所得者保険料繰出金と同額を同色に色づけしております介護保険特別会計歳入で増額補正するものです。

以上によりまして、介護保険事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、補正歳出合計がAの1億7,879万4,000円の減額、補正歳入合計がBの1億4,080万円の減額となり、その差額の3,799万4,000円を左側中段に記載しております予備費の追加額として計上するものでございます。

介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の説明は、以上でございます。

続きまして、一般会計補正予算（第10号）について、御説明いたします。

資料左側、歳出の③につきましては、国の総合経済対策を受け、物価高騰に直面する事業者支援として、エネルギー価格高騰の影響を受けている社会福祉施設の負担軽減を図るため、電力等高騰分を市負担分として、増額補正しております。

1427物価高騰対策に要する経費2,104万円は、養護老人ホーム以外の社会福祉施設が対象となり、1401物価高騰対策に要する経費171万5,000円は、これは養護老人ホームが対象施設となります。

対象施設の交付申請から負担金の支払いを年度内で終了することが困難であるため、資料一番下、左側のその他繰越明許費、物価高騰対策事業として、歳出の③と同額を計上しております。

一般会計補正予算の歳出に戻りまして、0265老人福祉施設措置に要する経費の追加額2,484万8,000円を計上しております。これは老人保護措置費に係る支弁等の改定により、1人当たりの基準額が増額となったため、増額補正するものです。

その下の0283長寿祝金支給に要する経費の減額につきましては、これは満100歳の高齢者の方に10万円を支給する事業の決算見込みに伴い、200万円を減額するものでございます。

別府市一般会計補正予算（第10号）の説明は、以上でございます。

これで、高齢者福祉課関係部分の説明を終わります。委員の皆様、御審議をよろしく願います。

○安部委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言願います。

○日名子委員

補正予算（第10号）のところなんですけども、1427の物価高騰に対する電気代の補助で、

養護老人ホーム以外の社会福祉施設ってどのぐらい、何件ぐらいあるんでしょうか。

○阿南高齢者福祉課長

お答えします。養護老人ホーム以外ですね。

○日名子委員

はい。

○阿南高齢者福祉課長

今回入所、通所、訪問という3種類の設定があるんですけども、全部合わせて576事業所に養護老人ホームの3施設がありますので、全部で579事業所の負担金ということになります。

○安部委員長

よろしいですか。

○日名子委員

あと、長寿祝金支給っていうと、今、年間、何名ぐらいの方にお祝い金を差し上げてるのでしょうか。

○阿南高齢者福祉課長

すみません、ちょっと今、年間ではないんですけど、今実際のところが120人ぐらいで、100歳以上の方いらっしゃるんですけど、月によりますが、もう二、三人ぐらいのペースで100歳になっておりますんで、どんどん増えているという状況ではございます。

ただ、減ったり増えたりというところではございますけど。

○日名子委員

月二、三人っていうことは、年間三、四十人。

○阿南高齢者福祉課長

時期にもよります。

○安部委員長

ほかに質疑はありませんか。

○重松委員

養護老人ホームっていうのは、3カ所ということで、特別養護老人ホームって言葉は似ているんですけども、その違いっていうのは、どういう違いなんですか。

○阿南高齢者福祉課長

特別養護老人ホームにつきましては、要介護3以上の方を対象とした施設で、金銭的に多少安く入れます。養護になりますと、介護保険事業とは、ちょっと関連しない施設という形になりますので、緊急的措置も含めて、逆に自立ができる方を対象とした施設でございます。だからちょっと分けとしては、介護保険事業に係る部分と介護保険以外のっていうことで、この経費が分けられている状況でございます。

○重松副委員長

じゃあ、もうそのことで、養護老人ホームで措置入所っていうことで、入所された方が、結構介護を必要とされる状況になったときには、特養のほうに、その後措置入所できるっていうことなんですかね。

○阿南高齢者福祉課長

養護老人ホームの方が特別養護老人ホームに入れるかっていうのは、要件もございますし、先ほど申しあげました要介護3以上という条件がございますので、別の施設に入る可能性も十分あると。経費ですとか、例えば有料老人ホームに入られる方もいらっしゃるでしょうし。

○重松副委員長

じゃあ、養護老人ホームにいながらにして、介護サービスを受けるっていうことはできないんですか。

○阿南高齢者福祉課長

基本的には、もう自立で生活できる方っていうことですので、そこで介護サービス使うこととはないとは思っているんですが。

○安部委員長

ほかに質疑はありませんか。ないですね。

(「なし」と発言する者あり)

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算(第10号)、高齢者福祉課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号高齢者福祉課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第3号令和6年度別府市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第3号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で高齢者福祉課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時49分

再開：10時49分

○安部委員長

再開いたします。

次に、ひと・くらし支援課関係議案の審査を行います。

議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算(第10号)、ひと・くらし支援課関係部分及び議第38号市長専決処分、ひと・くらし支援課関係部分について、一括して当局から説明を願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

それでは、ひと・くらし支援課関係部分についての御審査をお願いいたします。

○甲斐ひと・くらし支援課長

それでは、議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算(第10号)のうち、ひと・くらし支援課関係部分について、御説明いたします。

歳出部門を御説明いたします。

32ページをお開きください。

ページの一番上になります。事業番号1199生活困窮者自立支援に要する経費の追加額として563万3,000円を計上しています。これは令和5年度の住居確保給付金の精算に伴う国庫返納金であります。

次に、事業番号1407重層的支援体制整備に要する経費の追加額として、190万9,000円を計上しています。これは令和5年度の事業精算に伴う国庫返納金であります。

次に、39ページをお開きください。

事業番号0307生活保護適正化実施推進に要する経費の追加額として、461万4,000円を計上しています。こちらも令和5年度の精算に伴う国庫返納金であります。

その下になります。事業番号0308生活保護扶助に要する経費の減額として、1億4,328万2,000円を計上しています。これは令和6年度の決算見込み額が当初の予算より減少が見込まれるために減額するものでございます。

その下の国庫返納金4,014万9,000円については、令和5年度の生活保護費国庫負担金の精算に伴う国庫返納金であります。

続きまして、次に16ページをお開きください。

歳入でございます。令和6年度の生活保護費の決算見込みに伴う国庫負担金の減額として、1億746万2,000円を計上しております。

次に、18ページをお開きください。

同じく、県費負担金の減額として、214万3,000円を計上しております。国庫負担金、県費負担金とも、これは歳出で御説明しました経費の減額に伴い、計上しております。

次に、23ページをお開きください。

生活保護費負担金過年度収入として、349万7,000円を計上しております。これは令和5年度生活保護費の負担金の精算に伴う不足分が交付されるものであります。

最後になりますが、市長専決処分についてです。議第38号別府市一般会計補正予算(第9号)について、御説明いたします。

議案書の95ページをお開きください。

事業番号1418住民税非課税世帯等生活支援特別給付金支給に要する経費の追加額として、8億50万4,000円を計上しています。これは住民税非課税世帯等生活支援特別給付金及び低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金の支給に伴う経費であります。物価高騰の負担感が大きい低所得世帯の負担軽減を図るため、住民税非課税世帯等に対し、特別給付金を支給します。支給額は1世帯当たり3万円、子育て世帯1人当たり2万円の加算となっており、対象は2万3,900世帯、そのうち子育て加算の対象は2,100人となっております。

議案書91ページをお開きください。

当該事業費の全額を繰越明許費として計上しております。

以上、ひと・くらし支援課関係部分の説明を終わります。委員の皆様の御審議のほどよろしくお願いたします。

○安部委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言願います。

○重松副委員長

じゃあ、1つだけ教えてください。

先ほどの低所得者の支援、給付金で、システム改修っていうのが2,400万円ほど、2,900万円ほど挙がっていますけれども、このシステム改修っていうのは、どういったことなのかだけ教えてください。

○甲斐ひと・くらし支援課長

住民税非課税世帯に対する令和5年度、令和6年度の対象者を選出するためのシステム改修というふうになっております。

○重松副委員長

毎年変わるからということですね、対象者。その委託料ということ。ありがとうございます。

○黒木委員

生活保護の扶助費の中で、1億4,300万円か、減額になっていますけれども、今、生活保護者というのは、何世帯で何人ぐらいですか。

○甲斐ひと・くらし支援課長

今、生活保護世帯は、令和7年1月末現在ですけれども、今2,900世帯まで下がっております。当初、ここ数年は3,200から3,000世帯を行っていたんですけども、今は2,900世帯。人数にしまして、3,400人ぐらいという形になっております。

○黒木委員

結果的に、生活保護を受ける人は、やっぱり少なくなってきている。その要因と言うんか、例えば就労をしているとか、言い方悪いけども、亡くなっているとか、人数が少なくなっている要因のうち、就労というのはどのぐらいになっているんですか。

○甲斐ひと・くらし支援課長

生活保護世帯というのは、まず高齢者世帯が68%ぐらい占めておりますので、その中で、死亡する方が多いと、要は廃止の数が多くなりますので、申請の数よりも廃止の数が多いということになり、件数は実際に減っているということになっております。

続けて、令和5年度は、就労に伴う廃止は26件になっております。過去4年間見ても、大体20件台をずっと行き来している形になっております。

○黒木委員

昔はもう別府市って言ったら、等級もいいし、よそから来て、生活保護取る方が多かったんだけど、職員の努力、少ない中で、生活保護に当たる人数、大変とは思いますが、今後とも、やっぱりこの保護費っていうのは、一番心配なのは不正、二重受給とか、そういうことも考えられるので、大変とは思いますが、これからまた頑張って、減らせるように努力してください。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

最終的な生活保護という制度ですので、どうしても必要な方はいらっしゃいますので、適正な運用に努めたいと思います。

○安部委員長

ほかに御質疑ございませんか。

○中村委員

話がこう、ちょっと本題と違ったらごめんなさい。さっきおっしゃってた生活保護の件なんですけど、やっぱり歳出の方で医療費のほうはかなり高いと思うんですね、どうしても。医療費は、例えばマイナンバーカードを使って、やっぱりレセプト点検とかがこう、どんどんうまく回り出す、利便性がよくなって、医療費がおさえられるっていうようなことはございますか。

○甲斐ひと・くらし支援課長

現在、生活保護の方で、マイナンバーカードを取得されている方は、先ほど3,500のうちで約半分ぐらい今、取得されています。これはもう国のほうからお話があったときは、ケースワーカーのほうで訪問して、マイナンバーカードの取得についてのお話、または医療機関でのマイナンバーカードを取得することによって、重複受診とか、そういったものは判断できたりとかありますので、そこら辺は訪問時とか、また来庁したときには、御説明するようにはしております。

○中村委員

じゃあ、指導と言うか、いわゆる重複して診療を来ているところと言えば、指導しやすくなったっていうところですかね。

○甲斐ひと・くらし支援課長

マイナンバーカードを取得したほうが、いろんな利点はあるって、それ以外にも、病院受診のとき、生活保護者というのは、診療依頼書を保険証の代わりに提示するのですが、それを窓口で見せることによって、この人は生活保護だというのが分かってしまうところもありますので、そういった面でのマイナンバーカードを取得したほうがよいメリットについてお話を進めているところではあります。

○中村委員

あと、住民税非課税世帯は、先ほど2万何千世帯っていうふうな形、別府市内でとおっしゃっていたんですけども、別府市内の世帯数で言うと、3割近くですかね、ぐらいが、こう住民税非課税世帯なのかなと思うんですが、いわゆるそれってここ最近の傾向として、別府市内の住民税非課税世帯、これ増えているのか、減っているのか。お答え願えますか。

○甲斐ひと・くらし支援課長

今回も、対象者は2万3,900世帯ということで行っているんですけども、これはもう、もちろんこの、ずっと住民税非課税の、この給付に関しては、もう令和3年度から、もう今回入られて7回目になります。

その中で、ずっとこの傾向というところで、推移していると思っております。

正式な数は、ちょっと今持っていないんですけども、この数で推移していると思っております。

○中村委員

あまり変わらないですか。

○甲斐ひと・くらし支援課長

はい。

○安部委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はありません。

○谷口委員

生活困窮者の自立支援に要する経費、追加額が出ているってということで、実際にそういった相談の方が増えているのかっていうのと、住むところと就労の支援っていうような相談も同時に多いんですか。

○甲斐ひと・くらし支援課長

相談の業務に関しては、社会福祉協議会に委託しているんですけども、今年度でいくと、新規の数、令和7年1月末現在でいくと、183件の方が相談に来られています。

ここも例年見ると、240件ぐらいの数は必ず、こう推移している形になっております。

一番多いのは、収入と生活の相談。2番目に病気、健康、障害。3番目の中に家賃やローンの相談。ちなみに、住居の相談は281件です。

○谷口委員

281。

○甲斐ひと・くらし支援課長

はい。

○安部委員長

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算(第10号)、ひと・くらし支援課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号ひと・くらし支援課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第38号市長専決処分、ひと・くらし支援課関係部分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第38号ひと・くらし支援課関係部分については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、ひと・くらし支援課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：11時04分

再開：11時04分

○安部委員長

再開いたします。

次に、障害福祉課関係議案の審査を行います。

議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算（第10号）、障害福祉課関係部分について、当局から説明願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

それでは、障害福祉課関係部分につきまして、御審査をお願いいたします。

○大久保障福祉課長

議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算（第10号）、障害福祉課関係部分について、御説明申し上げます。

歳入は、2件お願いいたしております。歳入予算は、全て歳出予算に関連いたしますので、歳出予算に併せて、御説明させていただきます。

予算書の32ページをお開きください。

上から3段目になります。事業番号0244障害者福祉手当等支給に要する経費についての減額補正773万4,000円でございます。事業最終決算見込みにより、不用額を減額補正するものであります。

続きまして、事業番号1011地域生活支援に要する経費についての減額補正1,400万円でございます。日中一時支援事業委託料及び重度障害者等就労支援特別事業委託料の最終決算見込みにより、不用額を減額補正するものであります。本事業は国庫分2分の1、県費分4分の1以内の補助対象となっておりますので、国庫分といたしまして、17ページに700万円、19ページに350万円を減額計上をいたしております。

32ページにお戻りください。

事業番号1426物価高騰対策に要する経費についての追加額894万8,000円でございます。本事業は、国において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた事業者支援として、地方創生臨時交付金のうち、重点支援地方交付金の追加が示されたことにより、県と市町村が一丸となって、障害福祉サービス施設等に支援を行うものであります。事業費の負担

の割合は、県が2分の1、市町村2分の1で実施いたします。

続きまして、予算書の7ページです。

上から2段目になります。当該事業は、年度内の完了が困難でありますので、翌年度にわたって負担金支出を必要といたしますので、今回、補正額と同額にて繰り越し計上いたします。

以上で、障害福祉課関連予算の議案説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安部委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言願います。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算(第10号)、障害福祉課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号障害福祉課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で障害福祉課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：11時09分

再開：11時09分

○安部委員長

再開いたします。

次に、子育て支援課関係議案の審査を行います。

関連がある議案がございますので、高齢福祉課及びこども家庭課にも同席いただいておりますので、御了承ください。

議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算(第10号)、子育て支援課関係部分について、議第24号別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議第25号別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、議第26号別府市子ども子育て支援法に基づく過料を定める条例の一部改正について、当局から一括して説明を願います。

○宇都宮こども部長

それでは、子育て支援課部分についての御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中西次長兼子育て支援課長

それでは、私のほうから関係部分についての御説明をさせていただきます。事前にお配りしました資料について、御説明をさせていただきます。

歳入のほうを御覧ください。右端に、財源番号として、丸数字の番号を記しております。

歳出のほうを御覧ください。歳出の金額欄、その隣に関連する補正財源として、丸数字と一般財源で表記しております。

丸数字は、歳入における財源番号と連動しておりますので、併せて御覧をいただきたいと思っております。

それでは、歳出について、説明をさせていただきます。

今回の歳出補正につきましては、主に事業実績見込みに基づく当初予算の見込み額の減額、及び追加額の補正となっております。

事業ごとの補正額を御説明いたします。

予算説明書36ページを御覧ください。

0291児童手当で支給に要する経費の減額につきましては、19節扶助費、児童手当での減額4,716万円を計上しております。これは令和6年度の児童手当で制度改正を勘案した受給見込み者数の減少に伴う減額補正でございます。

次に、事業番号0293児童健全育成に要する経費の減額につきましては、18節負担金補助及び交付金、放課後児童クラブ保護者負担軽減事業補助金、各園児の減額267万4,000円を計上しております。

預かり保育を実施していない公立幼稚園に通う児童が放課後児童クラブを利用した際の利用料を補助するもので、児童数減少に伴う利用見込み数の減少に伴う減額補正となっております。

次に、1211大分子育てホットクーポンに要する経費の減額につきましては、18節負担金補助及び交付金、クーポン事業助成金の減額390万円を計上しております。

決算見込み額が当初予算額よりも減額となるためでございます。

次に、1331子育てのための施設等利用給付に要する経費の減額につきましては、19節扶助費、施設等利用費の減額329万7,000円を計上しております。

決算見込み額が当初予算額よりも減額となるためでございます。

次に、1421食材費高騰対策に要する経費の減額につきましては、18節負担金補助及び交付金、食材費高騰対策補助金の減額300万円を計上しております。

昨今の物価高騰の食材への影響を鑑み、保護者の負担をあまり増やすことなく、子どもたちの給食の質を保つために、給食提供をする幼児教育・保育施設に対して、給食運営のための食材購入費として、園児1人につき、月500円の補助金を交付するものであります。

当初の見込みより、対象児童数が少なかったこと、また食材費高騰の影響を受けていない施設もあり、決算見込み額が当初予算額よりも減額となるためでございます。

次に、1429物価高騰対策に要する経費につきましては、18節負担金補助及び交付金、物価高騰対策緊急支援事業負担金593万2,000円を計上しております。

多くの社会福祉施設では、燃料価格等の高騰による物価高騰の影響を受けていますが、公定価格により、サービス料等が定められており、公定価格等の基準が直ちに見直される見込みがないため、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用して、県が実施する事業への負担金を支出するものであります。

次に、予算説明書37ページを御覧ください。

0295保育所入所に要する経費の追加分につきましては、18節負担金補助及び交付金のうち、保育園運営費負担金は、公定価格の単価改正に伴う増額分として、3億2,968万9,000円を計上しております。

これは、議案質疑でも説明させていただいたんですけども、人事院勧告に伴い、人件費部分に相当する部分の増額に当たる分でございます。

また、保育補助者雇上げ強化事業費補助金は、見込みを下回ったことによる減額1,747万

9,000円。

また、保育所等業務効率化推進事業補助金は、見込みを下回ったことによる減額337万5,000円、給食費保護者負担軽減補助金についても、見込みを下回ったことによる減額620万円を計上しております。

次に、事業番号0300母子生活支援施設措置に要する経費の減額につきましては、18節負担金補助及び交付金、母子生活支援施設措置費負担金の減額として、250万8,000円を計上しております。決算見込み額が当初予算額よりも減額となるためでございます。

次に、0930特別保育等に要する経費の追加額でございます。

12節委託料、病児保育委託料につきましては、インフルエンザ等感染症に伴う利用者増加による増額分として、205万5,000円を計上しております。

18節負担金補助及び交付金、障害児保育促進対策事業等補助金につきましては、対象者数が見込みを上回ったことに伴う増額764万円を計上しております。

一時保育促進事業補助金につきましては、利用者数が見込みを下回ったことに伴う減額705万3,000円を計上しております。

病児保育事業総合利用負担金は、病児保育の大部分県内広域利用を目的としたものですが、利用者数の見込み増に伴う増額39万4,000円を計上しております。

次に、予算説明書38ページを御覧ください。

0301母子福祉事務に要する経費の減額につきましては、19節扶助費、自立支援給付費の減額290万4,000円を計上しております。

児童を扶養しているひとり親が就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するために支給する高等職業訓練促進給付金の受給見込み者数減に伴う減額でございます。

次に、予算説明書56ページを御覧ください。

教育費、幼稚園費、幼稚園管理費、1388幼稚園の入所に要する経費の追加額につきましては、18節負担金補助及び交付金、他市町村公立幼稚園就園者負担金の追加額96万1,000円を計上しております。これは別府市内の子どもが他市町村の幼稚園へ通園する際の公費負担金でございます。

以上、歳出の説明をさせていただきましたが、歳入は今回の歳出補正に伴います国及び県からの補助金、負担金等の補正となっております。一覧表に記載のとおりでございます。

次に、予算説明書7ページを御覧ください。

繰越明許費補正について、御説明させていただきます。

子育て支援課関係は、上から4行目の物価高騰対策事業、及び5行目の児童福祉施設整備事業の2つでございます。

まず、物価高騰対策事業の593万2,000円についてですが、先ほど歳出で御説明しました物価高騰対策緊急支援事業負担金であり、この事業は国の補正予算に伴う実施でございますが、実施期間が短く、年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費として計上するものであります。

次に、児童福祉施設整備事業の625万1,000円についてですが、これは令和6年12月議会で補正予算として議決をいただきました中央保育所増築に係る実施設計等委託料につきまして、年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費として計上するものであります。

以上、議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算（第10号）、子育て支援課関係部分の説明を終わります。

引き続き、議第24号別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明します。

議案書46ページを御覧ください。

附則第2条放課後児童健全育成事業における就学している児童に園児を含めることの経過措置を2年間延長すること。及び附則第3条事業所の設置基準に係る児童1人の専用区画面積を0.96平方メートルとすることの経過措置を5年間延長することに伴い、条例改正をしようとするものでございます。

次に、議第25号別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、御説明します。

議案書47ページから51ページになります。

これは、児童福祉法、介護保険法及び子ども子育て支援法の規定に基づき、条例を定めるに当たって、従うべき基準等を定める省令等の一部が改正されたことに伴い、3つの条例について、一部改正するものです。

別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、連携施設の確保が著しく困難であると認める場合、保育内容支援の実施を免除できること。

また、連携施設の確保が著しく困難と認める場合、代替保育の提供に係る免除の要件を緩和すること。

また、家庭的保育事業者の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理し、搬入する方法により行う際に求めている栄養士による必要な配置について、栄養士または管理栄養士による必要な配慮とすること。

また、連携施設を確保しないことができる期間を10年から15年に延長することとなっております。

次に、別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、特定地域型保育事業者について、連携施設の確保が著しく困難であると認める場合、保育内容支援の実施を免除できること。

または、特定地域型保育事業者について、連携施設の確保が著しく困難であると認める場合、代替保育の提供に係る免除の要件を緩和すること。

特定地域型保育事業者について、連携施設を確保しないことができる期間を10年から15年に延長することとなっております。

最後は、別府市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件、並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正でございます。

本条例は、高齢者福祉課所管でございますが、一括して御説明をさせていただきます。

指定短期入所生活介護事業所に配置するべき職員のうち、栄養士について、栄養士または管理栄養士に改正するものでございます。

次に、議第26号別府市子ども子育て支援法に基づく過料を定める条例の一部改正について、御説明します。

議案書52ページ、53ページでございます。

この条例は、子育て支援課とこども家庭課、2課に係る条例でございます。一括して御説明をさせていただきます。

子ども子育て支援法の一部が改正され、妊婦のための支給給付及び乳児等のための支援給付が創設されるとともに、これらの支援給付に係る報告に応じない場合等における条例で定めることができる過料が規定されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

改正内容ですが、条例第2条を改正し、過料の対象者に次の者を加えることとなります。

1つ目は、子ども子育て支援法第10条の5の規定による妊婦のための支援給付に関する報告をしなかった者等。

また、法第30条の13において準用する、法第13条までは法第14条第1項の規定による乳児等のための支援給付に関する報告をしなかった者等。

最後が、法第30条の18第2項の規定による乳児等支援給付認定証の返還の求めに応じない者でございます。

以上で、子育て支援課関係部分の説明を終わります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○安部委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言をお願いします。

○中村委員

先ほど学童施設で、国の定員数をオーバーしている施設に対して、市の条例で定員の配置基準を5年間延長するっていう話ですけれども、今、別府市で国の定員数をオーバーしている学童施設は何施設ありますか。

○中西次長兼子育て支援課長

すみません、全部で39あるうち、正確な数がちょっとまだ、これを出す段階での数というのが把握できていないんですが、かなりの数が、半数近くあったように思います。

○中村委員

これまた5年間延ばすっていうことなんですけれども、基本的に現場の声では、そういった形、定員がいつも超過しているっていうことに対して、もうとりあえず現場で頑張ってくださいっていうふうな話でやっていくっていうことなのかっていうところで、そもそもの解決策だったりとかをもうちょっと考えてほしいっていう声が出てるんですが、その辺はいかがですか。

○中西次長兼子育て支援課長

この解決策としては、子育て支援課としても、重要な課題であるというふうには考えております。

現状を見たときに、小学校の敷地内、学校の空き教室を利用するであるとか、空いたスペースに新たに建物を建てるであるような対応をこれまでもやってきましたけども、今のところ、かなりスペース的にも、もう限界が来ているような状況でございますので、直ちにこの条例の経過措置を取ってしまうと、定員が少なくなってしまうと、待機児童等々を生んでしまう可能性がありますので、まずは経過措置を継続していくということと、可能な限り、また国等の児童クラブに対する運営のやり方であるとか、基準についての指針も出ておりますので、教育委員会等々とも、連携を図りながら、対応策を考えていきたいと考えています。

○安部委員長

正確な数字は、またこの委員会に報告してください。後で結構です。

ほかに御質疑はありませんか。

○谷口委員

実際に待機が出ている施設ってありますか。

あるならば、ちょっと何施設ぐらいがあるのか、分かれば教えてください。

○中西次長兼子育て支援課長

令和6年度の今の段階で、うちが把握している施設は、確か2つか3つかというところだったと思います。

ちょっとこの数字に関しても、きちんとまた御報告をさせていただきますけども、待機児童としてカウントしているクラブは少ないです。

○安部委員長

一応、議事録が残りますので、正確な数字をお伝えしていただきたいと思います。

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算(第10号)、子育て支援課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号子育て支援課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第24号別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第24号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第25号別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第25号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第26号別府市子ども子育て支援法に基づく過料を定める条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第26号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○阿南高齢者福祉課長

委員長、すみません、ちょっと1件、先ほどの答弁の訂正をしたいんですけど、今よろしいでしょうか。

○安部委員長

どうぞ。

○阿南高齢者福祉課長

すみません、高齢者福祉課です。

先ほどの重松副委員長の質問の中で、養護老人ホームにつきましては、介護サービスが使えないのかっていう質問に対してなんですけども、原則は使えないんですけども、場合によっては、金銭的な状況に応じて、そこに移動できずに、デイサービスは使っているという事情はありますので、そこだけ訂正させていただきます。

○安部委員長

ありがとうございました。

以上で、子育て支援課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：11時32分

再開：11時32分

○安部委員長

再開いたします。

次に、こども家庭課関係議案の審査を行います。

議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算（第10号）、こども家庭課関係部分について、当局から説明を願います。

○宇都宮こども部長

それでは、こども家庭課部分について、御審議のほどよろしく願いいたします。

○内田こども家庭課長

それでは、議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算（第10号）、こども家庭課関係部分について、一括して御説明いたします。座って説明させていただきます。

予算説明書の36ページをお開きください。

事業番号1437こども家庭センター運営に要する経費の減額116万8,000円でございます。

内容といたしましては、次のページに記載されております12節委託料のうち、こども家庭センター利用者支援事業委託料について、夜間、休日対応時間数が見込みを下回ったことに伴い、116万8,000円を減額計上するものです。

次に、予算説明書の40ページをお開きください。

事業番号0995母子健康診査に要する経費の減額953万2,000円でございます。

内容といたしましては、事業に係る委託料の減額、及び国庫返納金の追加額となっております。

まず、減額計上しております12節委託料につきましては、妊婦健診、産婦健診、乳幼児健診、小4、中2を対象とした児童生徒生活習慣病健診及びピロリ菌検査等を行うための健康診査委託料につきましては、受診者数について、見込みを下回ったことに伴い、1,004万5,000円を減額計上するものです。

国庫返納金の追加額51万3,000円につきましては、産婦健診に係る令和5年度母子保健衛生費の精算に伴う35万5,000円、及び歯科検診に係る令和5年度医療施設運営費補助金の精算に伴う15万8,000円、合計51万3,000円の国庫返納金が生じたものでございます。

説明は、以上でございます。

○安部委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言願います。

○日名子委員

見込みを下回るってということで、減額補正ですけども、さっきの子育て支援課もそうだったんですが、軒並み、やっぱり利用者が少ないというのは、部長としては、やっぱり子どもが少ないために見込みよりも減っていると考えていますか。

○宇都宮こども部長

これは、例年になるんですけども、何かのときに、申請とかがあったときに、予算がなくて、利用者の方や対象の方にお支払いすることができないということを防ぐために、あらかじめ毎年ちょっと多目にしています。

そして、最後に全部精算という形を取らせていただいています。

○日名子委員

そういう見込みであるだけで、子どもの数がどんどん減ってるっていうのが顕著に出ているわけではないってことでよろしいですか。

○宇都宮こども部長

それも全くないとは言えませんが、ただ不測の事態が起きないように、利用者の方にとって一番よい方法でお渡しできるようにというところで、生まれた子どもの数もありますし、転入で別府に新たに来られた子どもに対しても、すぐに支払いができるようにというところで、行っています。

○谷口委員

子どもの健診、1歳6カ月、2歳6カ月、3歳5カ月ですかね、3回あると思うんですけど、ちょっと私の周りで行ってないお母さんがいて、その方、3回行ってないんですね。行ってない、受けてない方のその後のこうフォローはあるんですか。

○内田こども家庭課長

お答えいたします。健診未受診者に関しましては、やっぱり虐待のリスクとかも上がってきますので、まず保健師のほうから電話をかけたりにして、受診勧奨を行います。それでも受診につながらない場合は、今、光の園のほうにお願いをしております。あと児童委員と一緒に御家庭を訪問していただく事業も行っております。それによって、やっぱり健診につながったり、安全確保・確認をしたり、集団健診には来られなくても、通常の病院受診とかにつながる場合があります。

○安部委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算(第10号)、こども家庭課関係部分について、

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号こども家庭課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、こども家庭課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：11時39分

再開：11時39分

○安部委員長

再開いたします。

次に、健康推進課関係議案の審査を行います。

議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算(第10号)、健康推進課関係部分について、当局から説明を願います。

○末房健康推進課長

健康推進課長の末房でございます。議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算(第10号)における健康推進課関係部分について、御説明いたします。

まず、歳出部分からの御説明いたします。

予算書の40ページをお開きください。

事業番号0318予防接種に要する経費の減額についてであります。減額につきましては、令和6年度決算見込みにより、予防接種委託料、予防接種助成金など、関係経費3,149万6,000円を減額するものです。

減額の要因としましては、新型コロナワクチンの令和6年度の接種見込み数が当初の見込みを下回ったことによるものです。

次に、同ページ、事業番号0328健康診査に要する経費の追加額についてであります。これは主に肺がん・大腸がん検診等のがん検診の受診者数の増加に伴い、がん検診等の健康診査委託料の追加額352万円を計上するものです。

予算書41ページをお開きください。

下段の事業番号1051保健センター整備に要する経費の減額についてです。保健センターの休日診療に伴う改修工事の契約金額が予定価格を下回ったことにより、工事請負費を735万6,000円減額するものです。

続きまして、歳入について御説明いたします。

予算書23ページをお開きください。

1行目、ワクチン生産体制等緊急整備事業助成金についてでございます。先ほど歳出で御説明いたしました予防接種に要する経費の減額に伴い、3,790万円を減額するものです。

続いて、予算書24ページをお開きください。

1行目、23款市債、衛生債、保健センター整備事業債の減額についてです。先ほど歳出で御説明いたしました保健センター整備に要する経費の減額に伴い、840万円を減額するものです。

関連としまして、予算書10ページをお開きください。

第4表の2の1行目、保健センター整備事業についてです。先ほど歳出で御説明いたしま

した保健センター整備に要する経費の減額に伴い、地方債の限度額を840万円減額し、1億140万円とするものです。

続きまして、予算書7ページをお開きください。

第2表の1、繰越明許費補正、4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、保健センター整備事業について、1,430万円を計上をお願いするものです。今年度改修しております保健センターの駐車場増設の改修工事が年度内に終わらないことから、保健センター整備事業の所要額を計上しております。

以上で、健康推進課関係部分の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安部委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言願います。質疑ございませんか。

○重松副委員長

先ほどに関連してなんですけれども、定期接種となっていますMRワクチン、はしかや風疹を防ぐと言われる。もう先日の、もう新聞報道にもあったんですけども、県内でも、ちょっとその供給が不足している。

大分市とかは、そういった定期接種の時期を延長するとか、そういったのが医師会から大分市のほうにということでありましたけれども、別府市はそういった供給不足とか、そういった状況にはないのかどうかだけ、1点お伺いいたします。

○末房健康推進課長

MRワクチンの定期接種は、1歳から2歳未満の1期と小学校就学前の1年間の2期があります。昨今のワクチン不足は別府市内もかなり言われておりまして、医療機関のほうから相談も挙がっています。

ただ、別府市は死亡率の高い麻疹対策として、以前より、1歳から2歳未満の1期に関しては、2期の前日まで、2期に関しましては、小学校1年まで、行政措置として、既に無料で接種ができる体制を整えていますので、昨今のワクチン不足による影響はないものと考えております。

○日名子委員

健康センターの駐車場整備なんですけど、別府公園から徒歩で、こう入れるんですか。それともあそこ、一旦フェンスか何かあるんですか。

○末房健康推進課長

お答えいたします。別府公園の駐車場と今、保健センターの間に大きな柵があって、そこと言うか、溝みたいになっているんですけど、そこをフラットにしますので、公園側から徒歩での行き来が可能になるように予定しております。

○和田いきいき健幸部長

ちょっと補足しますと、ただ、あくまでも公園と施設と違いがありますので、こう乗り越えて行こうと思えば行けるんですけど、基本的には、行き来できるような道を造るとか、そういうことではないという。

推奨をしてないんで危ないんで。

○安部委員長

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算(第10号)、健康推進課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号健康推進課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、健康推進課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：11時47分

再開：11時47分

○安部委員長

再開いたします。

次に、保険年金課関係議案の審査を行います。

議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算(第10号)、保険年金課関係部分について、議第2号令和6年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、議第4号令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、当局から一括して説明を願います。

○石崎保険年金課長

それでは、保険年金課関係議案3件につきまして、御説明をさせていただきます。

初めに、議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算(第10号)のうち、保険年金課関係部分について、御説明をさせていただきます。

一般会計予算書16ページを御覧ください。

歳入、1目民生費国庫負担金、国民健康保険基盤安定負担金334万9,000円の減額であります。

次に、18ページを御覧ください。

2目民生費、県負担金、国民健康保険基盤安定負担金2,524万9,000円の減額であります。これは被保険者の保険税負担に対し、中間所得者層や低所得者層の軽減措置などを講じたことによる保険税について、先ほどの国庫負担金及び県負担金で補填されるものでありますが、国、県ともに負担金額が確定したことに伴い、減額補正するものであります。

続いて、その下の後期高齢者医療保険基盤安定負担金1,303万3,000円の減額であります。後期高齢者医療保険特別会計に係る保険料の軽減部分に対し、県の負担額確定に伴い、減額するものであります。

続きまして、歳出であります。

32ページを御覧ください。

事業番号0261保険基盤安定繰出金の減額であります。

次に、その下にあります保険税軽減分3,143万3,000円の減額。

次ページの、33ページになります。保険者支援分669万7,000円の減額であります。歳入で保険基盤安定負担金の際に触れましたが、国、県からの負担金を一般会計で受け入れ、それに市の負担を加え、国民健康保険事業特別会計に繰り出すものであります。そのため国、県の負担金減額に伴い、補正するものであります。

次に、事業番号0262国民健康保険事業特別会計繰出金2,583万円の増額であります。これは財政安定化支援事業繰出金で、特別の事情、低所得者が多いことなどに対し、一般会計が財政支援を行うもので、国からの交付税措置が確定したことに伴い、増額をするものであります。

続いて、35ページを御覧ください。

事業番号1040保険基盤安定繰出金1,730万円の減額であります。これは後期高齢者医療保険での低所得者層の保険料軽減措置に対して、県が4分の3、市が4分の1負担し、後期高齢者医療特別会計に繰り出すもので、先ほどの歳入の負担額確定に伴い、減額するものであります。

続きまして、議第2号令和6年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

特別会計補正予算書6ページを御覧ください。

歳入、一般会計繰出金として、保険基盤安定繰入金、保険税軽減分です。3,143万3,000円の減額。

続いて、保険基盤安定繰入金、保険者支援分669万7,000円の減額。財政安定化支援事業繰入金2,583万円の増額であります。

先ほども御説明しましたが、一般会計繰出金の額と同額となっているものであります。

続きまして、歳出であります。

7ページを御覧ください。

事業番号3257一般被保険者医療給付費分納付金につきましては、一般会計繰入金の額の確定による財源補正であります。

続いて、8ページを御覧ください。

事業番号3233精算返還金225万2,000円の増額であります。過年度分の保険給付費等交付金などに係る超過交付分を県に返納する経費であります。

続きまして、9ページを御覧ください。

予備費の減額といたしまして、1,455万2,000円を計上しております。これにより、国民健康保険事業特別会計としましては、歳入歳出ともに、1,230万円の減額補正となり、補正後の予算は、133億5,140万8,000円となるものであります。

続きまして、議第4号、令和6年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

特別会計補正予算書33ページを御覧ください。

歳入、保険基盤安定繰入金1,730万円の減額であります。当初予算時に大分県後期高齢者医療広域連合の試算に基づき、予算計上をしたものであります。先ほどの御説明しました一般会計繰出金の額の確定に伴い、決算見込み額に合わせ、予算を補正しようとするものであります。

続いて、34ページを御覧ください。

事業番号4501後期高齢者医療広域連合運営等に要する経費の減額1,730万円あります。広域連合に納付する保険料等負担金について、先ほどの歳入で御説明しましたが、保険基盤安

定繰入金と同額の減額を補正するものであります。これによりまして、後期高齢者医療特別会計としましては、歳入歳出ともに1,730万円の減額補正となり、補正後の予算は24億7,992万3,000円となるものであります。

以上、3議案につきましては、いずれも決算見込みによる予算調整となるものであります。簡単ではありますが、保険年金課関係議案3件についての御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○安部委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言願います。質疑がないですね。

(「なし」と発言する者あり)

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算(第10号)、保険年金課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号保険年金課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第2号令和6年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第2号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第4号令和6年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第4号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、保険年金課関係議案の審査を終了いたします。

休憩：11時57分

再開：11時57分

○安部委員長

再開いたします。

次に、教育政策課関係議案の審査を行います。

議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算(第10号)、教育政策課関係部分及び議第33号指定管理者の指定について、一括して当局から説明を願います。

○矢野教育部長

教育部長の矢野でございます。教育部では、予算議案1件、その他議案2件を提出をさせていただいております。

それでは、教育政策課から御説明をさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いを

申し上げます。

○森本教育政策課長

教育政策課からは、議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算（第10号）関係部分と議第33号指定管理者の指定について、一括して御説明をいたします。

初めに、議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算（第10号）関係部分について、御説明をいたします。

歳入予算、歳出予算、相互に関係をしておりますので、歳出予算から先に御説明をいたします。

予算書の54ページをお開きください。

0539事務局運営に要する経費の減額154万3,000円は、幼稚園、小中学校の一般廃棄物収集運搬委託業務の入札に伴う不用額を減額するものでございます。

次の55ページを御覧ください。

0551小学校の運営に要する経費の減額169万4,000円は、スチール製の机・いすの入替えに伴い、室内空気検査委託料を計上しておりましたが、落札業者に化学物質安全データシートを提出させることにより、執行不要になったことによる不用額でございます。

0553小学校の施設整備に要する経費の減額371万6,000円は、鶴見小学校及び大平山小学校に避雷設備を整備する委託業務の入札に伴う不用額を減額するものでございます。

同じく、その下の段、1349小学校のICT環境整備に要する経費の減額325万9,000円は、校務用ネットワーク機器更新委託業務の入札に伴う不用額を減額するものでございます。

次に、56ページを御覧ください。

0588幼稚園の施設整備に要する経費の減額148万4,000円は、朝日幼稚園改修設計委託業務の入札に伴う不用額を減額するものです。

次の57ページを御覧ください。

1403給食費負担軽減に要する経費の減額2,000万円は、補助対象となる園児、児童生徒が住民基本台帳を基にした見込み人員よりも少なくなったため、不用額を減額するものでございます。

続いて、その下段、1413給食センターに要する経費の減額698万円は、学校給食センター開業後の12カ月の実績を基に、光熱水費の不用見込み額を減額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

25ページを御覧ください。

歳出予算の減額に伴い、市債の減額を計上しております。8教育費、2小学校債、小学校施設整備事業債290万円の減額は、鶴見小学校及び大平山小学校の避雷設備整備委託料の財源補正によるものでございます。

同じく、4幼稚園債、幼稚園施設整備事業債140万円の減額は、朝日幼稚園大規模改修実施設計委託料の減額補正によるものです。

なお、ただいま御説明をいたしました市債の限度額は、10ページの一覧表に記載をしております。

続いて、繰越明許費でございます。

7ページを御覧ください。

第2表の1、下から3段目の11教育費、5社会教育費、新図書館等建設事業につきましては、基礎工事の工程において、不測の日程を要したため、11億6,627万9,000円を翌年度に繰り越します。

最後に、債務負担行為でございます。

9ページを御覧ください。

今回の補正予算は、第3表2段目、共創交流拠点こもれびパーク指定管理料について、令和6年度から令和12年度の期間で支出限度額を1億9,976万円とするものでございます。

続いて、その他議案について、御説明をいたします。

議案書の71ページをお開きください。

議第33号指定管理者の指定についてです。地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、別府市共創交流拠点こもれびパークの管理を指定管理者に行わせることについて、同条第6条6項の規定により、議決をお願いするものでございます。指定管理者となる団体は、こもれびパーク運営共同企業体で、構成団体は、株式会社コンベンションリンケージ及び株式会社ヴィアックスでございます。指定の期間は、令和8年3月1日から令和13年3月31日までの5年1カ月でございます。

指定管理者の選定に当たり、選定委員会を計3回開催をいたしました。令和7年1月23日の第3回選定委員会におきまして、応募者の面接、審査を行い、各委員による審査結果の協議を経て、指定管理者、指定管理候補者を選定をいたしました。

審査の経緯及び結果につきましては、審査公表と併せて、別府市公式ホームページにて公表をいたしております。

以上で、教育政策課関係部分の説明を終了いたします。御審議のほど、どうぞよろしく願います。

○安部委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言願います。

○日名子委員

こもれびパークの指定管理者の業績は、もうホームページに出ているのでしょうか。実績。

○稲尾教育部次長

ホームページのほうでは類似施設の運営実績があるということは表記しておりますけれども、具体的な実績の施設名とかは載せておりません。

○日名子委員

具体的にどんな、施設名はともかく、どんな事業を展開していらっしゃるんですか。

○稲尾教育部次長

まず、コンベンションリンケージに関しましては、全国的に、コンベンションホールであるとか、文化施設といった施設の実績があります。

それから、株式会社ヴィアックスにつきましては、全国的に図書館を主に指定管理を受けているという実績を持っています。

○日名子委員

全国的にと言いますと、どのくらいの件数ですか。

○稲尾教育部次長

ヴィアックスにつきましては、84件ありますね。受託実績として、自治体の受託実績とし

て、令和6年4月1日現在で84件。

○日名子委員

ヴィアックスですか。

○稲尾教育部次長

ヴィアックスです。

○日名子委員

じゃあ、コンベンションリンクージは。

○稲尾教育部次長

件数は出てないんですけど、コンベンションリンクージにつきましては、別府市で言えば、ビーコンプラザ、それから大分市でいけばコンパルホール、アートプラザ、それから昼とホール大分、そういった県内の実績が多数あります。もちろん県外でも大きなコンベンション施設の受託実績があります。

○安部委員長

ほかに御質問ございませんか。

○山本委員

金額は、金額。

○稲尾教育部次長

今回、債務負担行為限度額で1億9,976万円という設定をさせていただいております。

また、年度ごとの基準額は3,934万5,000円という形になります。

実際、協定を結んで、契約額につきましては、これから議決をいただいた後に、協議をして、協定締結するという形になりますので、まだ最終的な金額は決定しておりません。

○安部委員長

ほかに御質疑ございませんか。

○中村委員

ちなみに、競争入札ですかね、何者から応募がありました。

○稲尾教育部次長

今回、価格競争ではなくて、公募プロポーザルという企画提案型の競争になりました。

応募は2者から応募がありました。

○中村委員

もう1者は、どこですか。

○稲尾教育部次長

社名は公表しておりません。

○中村委員

特に、このコンベンションリンクージであったり、ヴィアックスがこう優れている点等を教えてください。

○稲尾教育部次長

審査公表でも公表しておりますけれども、まず図書館サービスと連携した企画、それからカフェ運営の事業計画に具体性がある、実現性があるということが、まず1点。

それから、もう1つは、先ほど質問があったように、類似施設の受託実績があつて、職員研修体制とか、あるいはセキュリティ対策等の構成する団体の運営基盤が安定しているという、その2点が評価されたということでございます。

○安部委員長

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号、令和6年度別府市一般会計補正予算(第10号)、教育政策課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号教育政策課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第33号指定管理の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第33号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、教育政策課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：12時15分

再開：12時15分

○安部委員長

再開いたします。

最後に、学校教育課関係議案の審査を行います。

議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算(第10号)、学校教育課関係部分及び議第22号別府市学校法人の助成手続に関する条例の一部改正について、一括して当局から説明を願います。

○宮川学校教育課長

それでは、学校教育課からは、議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算(第10号)関係部分と議第22号別府市学校法人の助成手続に関する条例の一部改正について、御説明いた

します。

初めに、議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算（第10号）関係部分について、御説明いたします。

予算書54ページを御覧ください。

1446大阪・関西万博学習体験に要する経費についてでございます。本事業は、別府市の小中学生とその保護者等が世界の文化と未来社会を体感し、探求的な学びにつなげるために、2025年日本国際博覧会に参加する機会を創出し、併せて物価高騰の影響を受けている保護者等に体験費用等を補助することを目的としております。

補助対象経費は、公共交通機関による交通費及び入場料として、小学生1人1万5,000円、中学生1人3万円、保護者等は1万5,000円を上限に、補助するものであります。

令和7年度の新学期に入り、各学校において、小中学生全員にチラシと必要書類等を配布する予定でございます。

事業費は7,800万円で、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、全額充当しています。

次に、繰越明許費です。

7ページを御覧ください。

第2表の1、下から4段目、11教育費、1教育総務費、大阪・関西万博学習体験事業につきましては、執行が翌年度になるため、7,800万円、全額を翌年度に繰り越すために、繰越明許費を計上しております。

続いて、その他議案について、御説明いたします。

議案書41ページを御覧ください。

議第22号別府市学校法人の助成手続に関する条例の一部改正についてでございます。私立学校の一部を改正する法律により、私立学校法の一部が改正され、条例が引用する条項に移動が生じたことに伴い、条例の改正をしようとするものでございます。

以上で、学校教育課関係部分の説明を終了いたします。御審議のほどよろしく申し上げます。

○安部委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言願います。

○谷口委員

大阪・関西万博の学習応援事業なんですけど、支援してくれる補助のお金は、後から受け取るのかなっていうイメージがあるんですけど、どの段階で、行って、またその手続してから入金とかなのか、実際そういった窓口になるのかっていうのが1問と、あと保護者の対象をどこまでするのかというので、昨日の質疑で、3親等までっていう話があったと思うんですけど、里親のことを考えたときに、養子縁組の里親であれば、法的に親子関係が結んでるので、そこは行けるのかなと思うんですけど、養育里親とかになると、法的な親子関係結んでないので、でも実際は一緒に暮らしていますので、数名かもしれませんがどいると思うので、ちょっとその辺は緩和していただけないかなと、お願いします。

○宮川学校教育課長

支払いに関しましては、全ての工程が終わった後の支払いという形になります。領収書、それから関係書類、チケットのID等を全部確認した後に、交通費のみ支払うという形にな

ります。

チケット代、入場料につきましては、市のほうがIDで管理していますので、そちらのほうで市のほうからお支払いをするという形になっております。

それから、保護者の範囲ですけれども、先ほどおっしゃったように、第3親等までが一応規定ということになっております。

こちらもし親関係のところを調べましたけども、法によっては、今、委員おっしゃったように、ある法では、対象の子供は保護者ということで、里親が保護者ということでありまして、そうじゃない場合もあるというところがありますので、その点につきましては、こちらのほうで検討させていただきながら、対応させていただきたいというふうに考えております。

○安部委員長

よろしいですか。

○日名子委員

昨日の議案の説明で、購入の説明は、やれば簡単なのかもしれませんが、説明がすごい分量が多くて、何かややこしく、つい感じてしまいましたが、一応、例えばチケットをスマホで完結っていうこともできるんでしょうか。

○宮川学校教育課長

入場チケットに関しましては、確かにちょっと手続が必要なところがあります。スマホによって手続をするという形になっておりますけれども、その他、関係の書類につきましては、もう紙のほうで、提出をしていただくとかを今考えております。スマホでは、ちょっと対応が難しいかなと思っております。

○日名子委員

もう予算も計上されていることになると思いますので、使いやすいって言うか、本当、何かなかなか行かない、スマホだったらなかなか行かないとか、提出書類も記入が大変だとか、そもそも3親等と言っても、どういう関係ですかとか、いろいろ調べることはないとは思いますが、とにかく申請がしやすいように、利用をしやすいようにしていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○安部委員長

よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

○三重委員

ごめんなさい、1点だけ。この万博なんですけど、今年この万博があるということで、特別なあれかなというふうに思っていますけど、今おじかもなくなっているんで、子どもたちの、宿泊体験という回数も今減っているのかなということで、そういう意味では、こう機会ができるというのは、非常にいいことかなというふうには思っているんですけども、以前からもちょっと言っていましたけど、昨日も答弁の中で、たびスタという言葉がよく出ていましたけど、こう市長が推しているたびスタ。教育委員会として、このたびスタについてどう思っているかというのは、ちょっと私もいろいろと思いを馳せたいと思っておりますけど、とにかくさっきの保護者の縛りの話であったりとか、以前ヤングケアラーの質問をしたときに、や

っぱり約100名近い、なかなかこういう旅行に行くにも行けないような、そういう厳しい環境の子どもたちがやっぱりおるといふところですから、やっぱりそういうところには、しっかり教育委員会としても配慮をした上で、事業設計をしていただきたいなというふうに思いますし、例えば今回これ万博がもう確か10月中旬で終わるんでしたかね。場合によっては、思い切って、例えばですよ、修学旅行をね、ちょっと前倒しして、そこに全部充てるとか、そういうことを、こう考えてもね、なかなか難しいことだと思うんですけどね、そんなこともいろいろ、こう配慮しながら、いろいろ、こう考えていっていただきたいなという、要望です。

○宮川学校教育課長

今、委員おっしゃいますように、当初は3年生まで全員、体験学習で行けないかということで、動いたんですけども、なかなか万博の状況も危ういところがあって、それはもう断念しまして、何とかこういう体験学習ができないかということで、こういうところに落ちついたというふうな状況で、本当におっしゃるとおりだと思います。

○安部委員長

別に御質疑はないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号令和6年度別府市一般会計補正予算（第10号）、学校教育課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号学校教育課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第22号別府市学校法人の助成手続に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第22号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、学校教育課関係議案の審査を終了いたします。

○安部委員長

本委員会に付託を受けました議案の審査は、全て終了いたしました。

なお、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきます。

ほかに特にないようですので、これもちまして、厚生環境教育委員会を終了いたします。

○閉議：11時42分